

## 新型コロナウイルス感染症で自宅療養中の方へ

### 投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙および投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

① 特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、同封の市町選挙管理委員会あて送付用封筒により郵送をお願いします。

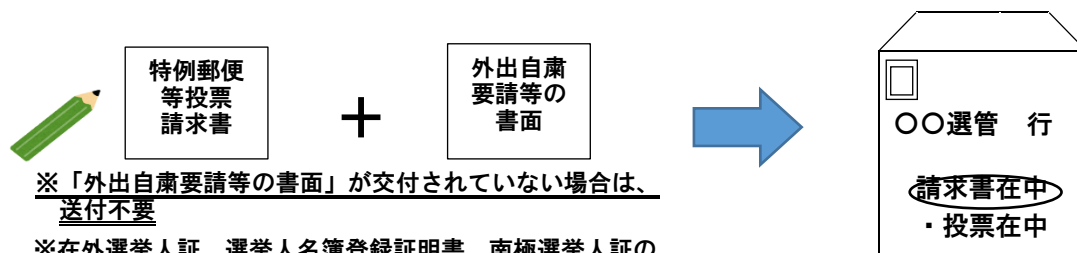
※ 請求書の様式は、各市町選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。今回同封した請求書の様式を使用いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いや、除菌用ウェットティッシュでの手指消毒をお願いします。

また、出来る限りマスクをつけ、使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



② 請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに市町選挙管理委員会あて送付用封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



※ 「外出自粛要請等の書面」が交付されていない場合は、送付不要

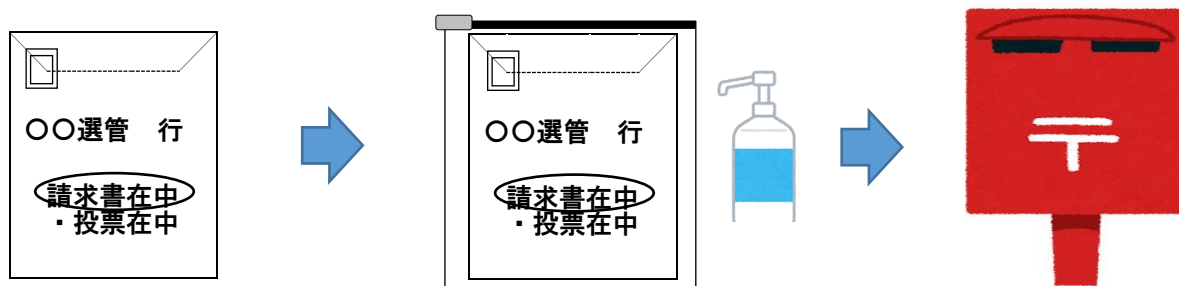
※ 在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている方は、それらも同封してください。

② 請求書等を入れた封筒を、ファスナー付きの透明のケースに封入し、表面を除菌用ウェットティッシュで拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケースに入れて郵送するよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。

同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。